

# 第5次 浜松市地域福祉計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

概要版

## 01 計画の策定にあたって

### ●計画の趣旨

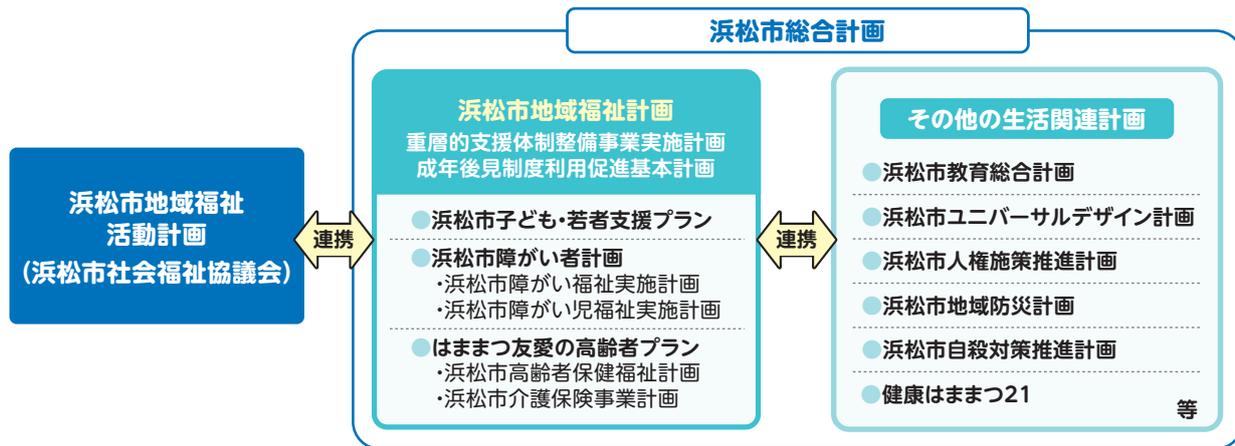
地域福祉計画は、年齢や障がいの有無等に関わりなく、誰もが住み慣れた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域づくりに向け、住民、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等様々な福祉活動の担い手、行政等が連携し、協力して取り組む活動の指針となるものです。

### ●計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法(第107条)に基づく市町村地域福祉計画です。浜松市総合計画を上位計画とし、本市が推進する地域福祉の方向性等を示すものであり、高齢、障がい、子ども・子育て等福祉の分野別計画と整合性を図り策定します。(福祉分野の上位計画)

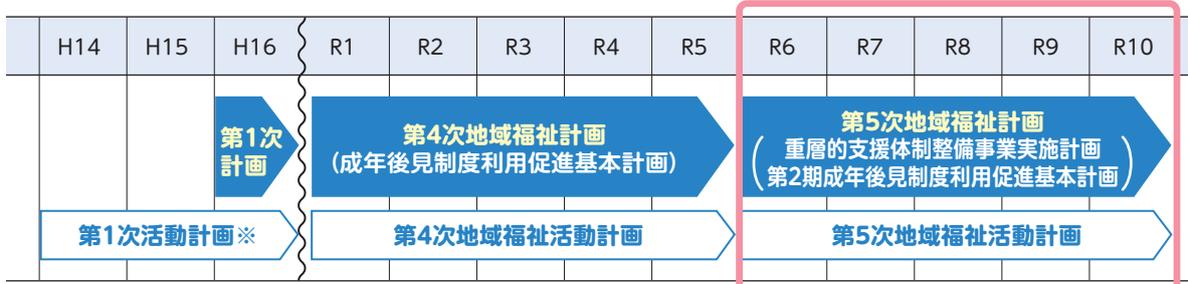
また、本計画に内包する形で「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、一体的に取り組みます。

なお、浜松市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と車の両輪の関係にあるものであり、相互に連携しながら地域福祉を推進する役割を担っています。

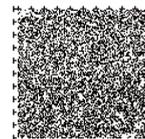


### ●計画の期間

計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に的確に対応するため柔軟に見直しを行うものとします。



※地域福祉活動計画は、浜松市社会福祉協議会が策定する地域福祉のアクションプラン



## 02 本市における地域福祉の今後の課題

### ●第4次計画の振り返りから見た今後の課題

第4次計画では、多くの市民が地域づくりに積極的に参画し関わりを持つこと、また、市民自らが主体的に動き、豊かな福祉社会の実現を達成することを目標に掲げました。

そうした社会を実現するために、「みんなが生き生きと「関わり」を持ってつながり支え合う地域づくり」を目標像に掲げ、3つの施策の柱を定め、事業を展開しました。

#### 施策の柱

##### 1 ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり

○地域福祉の担い手となる人材育成を推進してきましたが、市民アンケート調査では、市民のボランティア活動への参加意識は、全体の6割を超える人が「参加したくない」と回答し、これまでの調査結果と比べ増加が見られました。一方、「参加したい」人が、約3割を超えている現状もあるため、参加したい気持ちを持っている人を、実際の地域福祉活動につなげるための工夫が必要です。

##### 2 幅広い市民参加とネットワークによる支え合いのある地域づくり

- 市民アンケート調査では、「近所付き合いの程度」は、希薄化が進んでいる中、隣人との付き合いを大切にしたいと考えている人、「災害時の備え」において、日頃からの付き合いが必要と感じている人が約7割と多いため、引き続き住民同士のつながりの強化を図る必要があります。
- 地域住民の社会的孤立を防ぎ、各世帯の問題が深刻化する前に、住民に身近な地域において、早期発見し、必要な支援につなぐことができる体制づくりの構築が必要です。

##### 3 必要なサービスを必要な人に的確に提供できる仕組みづくり

○各制度に基づいた福祉サービスの質の向上に努め、提供することができたものの、複合化・複雑化した問題を抱える世帯が増加する中、各支援関係機関のさらなる連携体制の構築が必要です。

### ●リーディングプロジェクトの実施から見た今後の課題

計画を推進していく中で、これまで取り組んできた事業や基盤を活かしながら、事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、3つの事業について重点的に取り組みを行いました。

#### 取り組み

##### 1 地区社会福祉協議会への活動支援

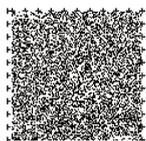
- 地域の状況に応じた地区社協支援の強化
- 地域福祉人材不足への対策として、地域住民への地区社協活動の理解促進と参加の促進
- 地域ボランティアコーナーについて、課題を把握したうえでの機能強化の検討

##### 2 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置支援

- 狭間の問題を抱える世帯に対する支援体制の強化
- 地域アセスメントを実施したうえでの各地域に応じた支援の実施

##### 3 多機関協働による包括的相談支援体制の構築

○本市の包括的な支援体制の整備に向け、各種会議における協議や困難事例への対応、事例検討を含めた研修を実施することによる多機関連携の強化



## 03 目標像と施策体系

### ●目標像

第4次計画で取り組んできた成果を活かすとともに、地域福祉の充実に関して、今後、必要となる方向を踏まえ、第5次計画では、「地域共生社会の実現」を目指し、制度・分野を超え、地域住民や地域の多様な主体が「出会い」、そして、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「つながり」、相互に「支え合う」ことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目標に掲げるものとします。



第5次計画の目標像を実現するため、次の3つの項目を施策の柱として推進していきます。

### 施策の柱

#### 1 支え合える人をつくる

地域福祉の中心は「人」です。地域福祉活動を安定的に、そして、継続的に実施していくためには、活動の担い手となる人材が不可欠です。しかし、地域においては、担い手が高齢となり、人材確保は大きな課題となっています。

このため、これまで地域福祉活動の中心的な役割を果たしてきた人々に加え、これまで地域との関わりが低かった様々な世代に対する地域全体の意識の底上げが必要となっています。また、企業も地域社会の一員としての役割と責任を果たすという視点から、福祉活動への参画も促進していく必要があります。

#### 2 みんなでつながるネットワークをつくる

地域福祉は、支援を必要とする人も含めたすべての住民が相互に協力して、それぞれの役割を果たすことによって、ともに生き、ともに支え合い、関わりを持つ等住民自らが主体的に動くことが重要です。

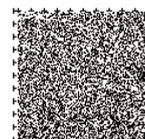
住民一人ひとりが抱える課題を地域全体の課題として捉え、行政、地域住民、福祉関係団体、福祉施設等の関係機関が連携し地域全体で課題解決に取り組むとともに、それぞれの力を結集して協力し合う地域の環境や仕組みづくりが必要です。

#### 3 誰も取り残さない支援体制をつくる

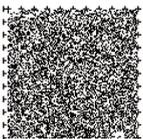
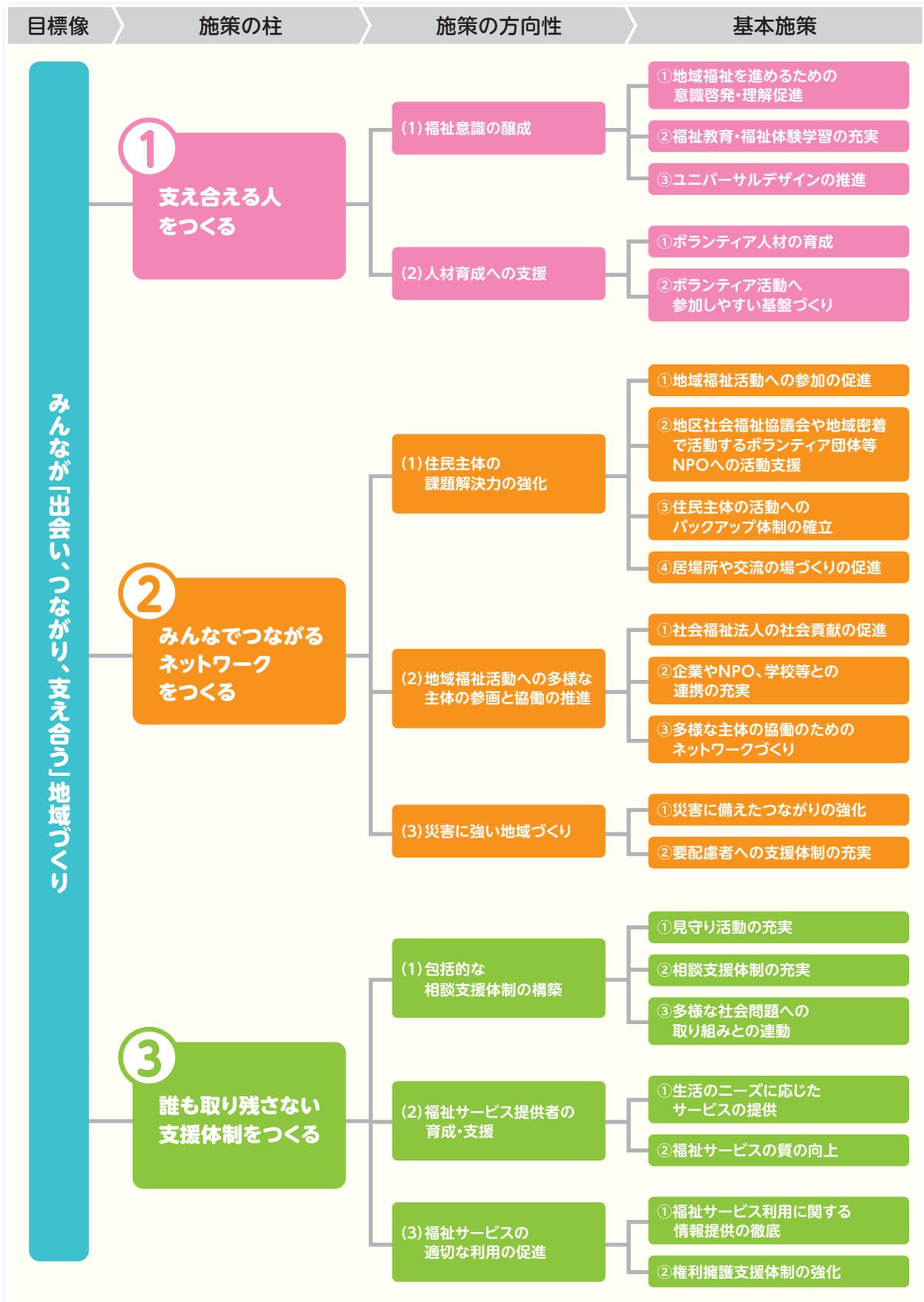
地域には、閉じこもりがちな高齢者やひきこもりの若者、地域でのつながりが薄く、介護や育児をひとりで抱え込んでいる介護者や保護者、リストラによって経済的自立ができない生活困窮者等、支援を必要とするにもかかわらず、社会的に孤立し、適切な支援が行き届いていない人が存在します。

そうした問題を発見、解決するためには、支援を必要とする人へ直接出向き、問題を把握し、必要な支援につながるアウトリーチの考え方が必要となってきます。

そのために、これまで取り組んできたネットワークを活かし、それらのネットワークの網の目をさらに細かくするための仕組みづくりを進め、再び孤立状態に陥らせないための取り組みが必要です。



# ● 施策体系

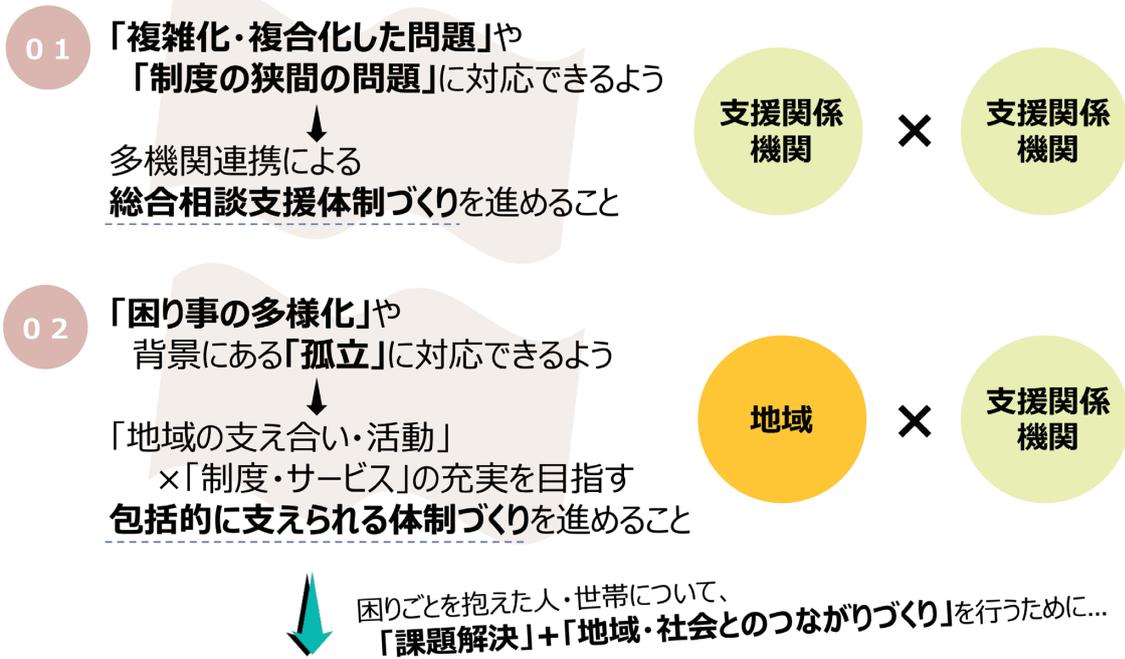


本計画を推進していく中で、これまで取り組んできた事業や基盤を活かしながら、事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として、位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

本市においては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備するため、本市における既存の相談支援や地域づくりに向けた支援を活かした「重層的支援体制整備事業」をリーディングプロジェクトに位置付け、実施します。

なお、本章を社会福祉法第106条の5の規定に基づく「浜松市重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

### ●「重層的支援体制整備事業」が目指すもの (なぜ、この事業に取り組むのか)



本市において「重層的支援体制整備事業」を重点的に取り組む！

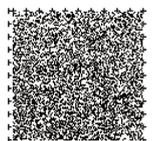
### ●重層的支援体制整備事業で行う3つの支援

重層的支援体制整備事業では、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて重層的なセーフティネットを整備するため、以下の3つの支援を一体的に実施します。

**1 属性を問わない相談支援**  
本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め支援関係機関全体で行う支援

**2 参加支援**  
本人や世帯の状態に寄り添い社会とのつながりをつくるための支援

**3 地域づくりに向けた支援**  
地域における活動の活性化等を通じた多様な地域活動が生まれやすい環境整備



# ① 属性を問わない相談支援体制の強化

## 包括的相談支援事業

**目的** 介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の分野の各支援関係機関等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する相談支援体制を強化します。

## 多機関協働事業

**目的** 重層的支援体制整備事業の中核を担い、既存の連携体制では、解決困難な案件について調整し、支援関係機関の役割分担を図ります。

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

**目的** 深刻化する「社会的孤立」や支援が必要であるにも関わらず、既存の制度では、支援が届いていない人等に対し、支援関係機関等が積極的に働きかける（アウトリーチ等）ことにより、本人と「つながりつづける」伴走型支援を行います。

# ② 参加支援体制の強化

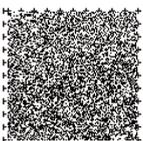
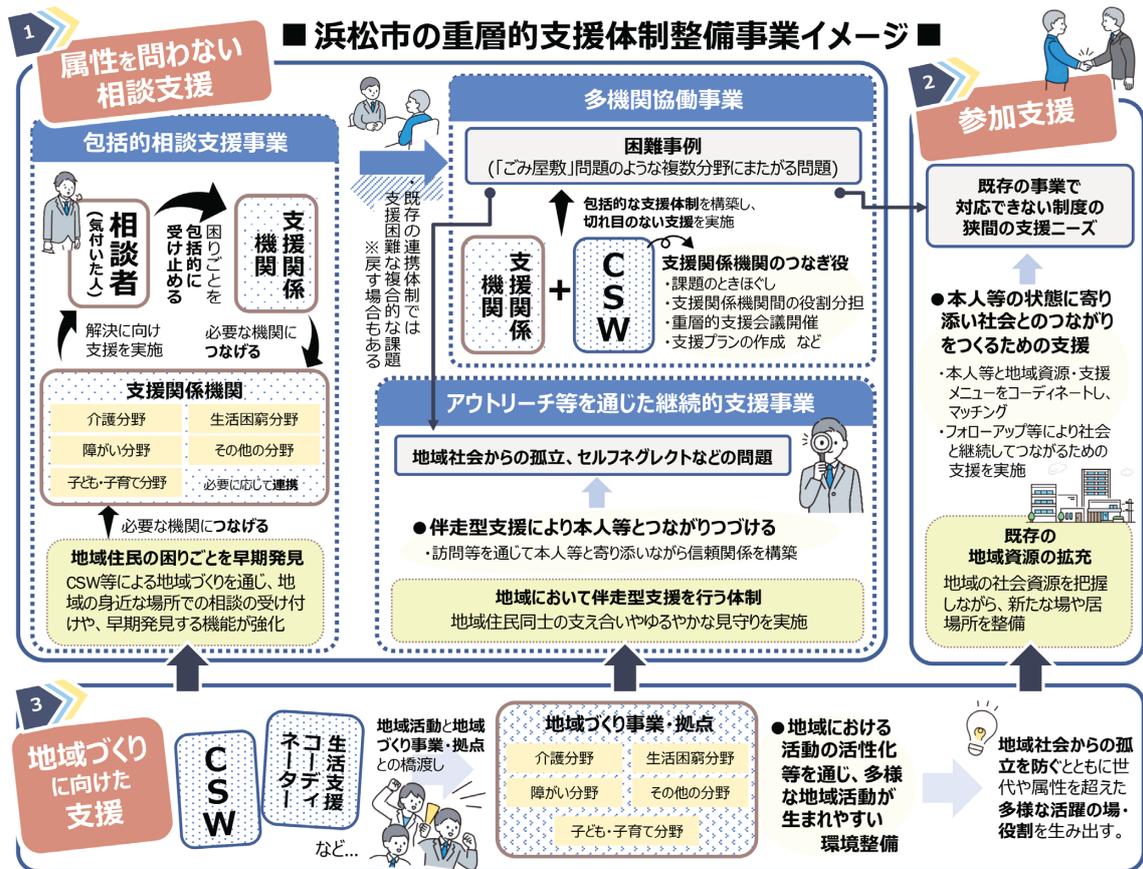
## 参加支援事業

**目的** 既存の各制度における社会参加に向けた支援では、対応できない個別性の高いニーズ（狭間のニーズ）を有している人に対し、地域・社会とのつながりを作るために支援を届けることを目的としています。

# ③ 地域づくりに向けた支援体制の強化

## 地域づくり事業

**目的** 介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野等で行われている地域づくりに向けた支援の取り組みを一体的に実施します。「世代や属性を超えて、住民同士が交流できる場や居場所を整備する」等の取り組みにより、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。



## ●重層的支援体制整備事業の実施ポイント

本市の既存の支援体制・ネットワークを十分に活用し、浜松スタイルの「重層的支援体制整備事業」を実施します。

### 連携推進の要となる「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)事業」

この事業における連携推進の要(本事業のエンジン)は、浜松市の「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)事業」です。これまでも、狭間の問題を抱えた世帯への支援や住民主体の地域福祉活動の支援等を実施してきました。(R5現在:17名配置)

### 体制づくりの推進の要となる行政機関の「庁内連携の強化」

この事業における体制づくりの推進の要は、行政機関の「庁内連携の強化」にあります。介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の各分野の縦割りの壁を低くするため、庁内会議における協議、職員への研修等を実施します。

### 地域づくりの推進の要となる「住民主体活動への支援」

この事業における地域づくりの推進の要は、「地域に根差した活動(地区社会福祉協議会の活動 等)」と「テーマに応じた活動(NPO活動 等)」について、相互の協力体制を生み出し、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を整備する等の取り組みにより「住民主体活動への支援」をしていきます。

## 成年後見制度の利用促進 (第2期浜松市成年後見制度利用促進基本計画)

本市における成年後見制度の利用促進を図るため、基本計画を定めます。

### 成年後見制度とは

成年後見制度(法定後見)とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者(成年後見人等)がその人の預貯金の管理等(財産管理)や日常生活での様々な契約等(身上保護)をしていく制度です。

### 本市が目指す姿

誰もが自分らしく、安心して暮らせる、  
支え合いのまちづくり



### 主な取り組み

本市の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するための中心的な役割を担う中核機関※が取り組みを推進します。(※R5現在:浜松市社会福祉協議会へ委託して実施)

- ① 制度広報・普及
- ② 担い手育成や支援者の資質向上
- ③ 適切な利用に向けた仕組みづくり
- ④ 地域連携ネットワークの拡充



# 05 計画の推進と評価

## ●推進体制

社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を把握し、計画の推進にあたっての課題や対応策について審議します。また、福祉関係団体等との意見交換の場を設け、計画の推進にあたっての課題の分析や対応策について検討を行います。地域福祉に係る課題への対応にあたっては、保健福祉分野のみならず、様々な関係部局・機関と連携し、総合的・横断的に取り組みます。

## ●評価について

この計画の評価は、計画の成果を確認するため、各事業が位置づけられる個別計画の評価指標を基に実施する他、リーディングプロジェクトの評価指標を定め実施します。その結果に基づき、社会福祉審議会地域福祉専門分科会で、総合的、多角的に評価します。その後、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

## ●評価指標

取り組み内容	現状	目標				
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
<b>1 属性を問わない相談支援体制の強化</b>						
多機関協働事業における重層的支援会議実施回数(回)	-	36	41	46	51	56
重層的支援会議に参加した支援関係機関・団体数 (機関・団体)※実機関・団体数	-	30	30	30	30	30
困った時に相談先が分からない人の割合(%) ※市民アンケート結果(R9実施予定)	29.8 (R4実績)	/	/	/	25	/
<b>2 参加支援体制の強化</b>						
参加支援事業実施件数(件)※参加支援事業プラン件数	-	18	23	28	33	38
参加支援事業の協力機関・団体数(機関・団体) ※実機関数	-	18	23	28	33	38
コミュニティソーシャルワーカーによる資源開発の 取り組み件数(件)※実件数	27 (R4実績)	30	30	30	30	30
<b>3 地域づくりに向けた支援体制の強化</b>						
家事支援サービス事業を実施している 地区社会福祉協議会数(団体)	36	37	38	39	40	41
サロン(居場所)の実施カ所数(カ所)	525	530	540	550	560	570
地区社会福祉協議会が他機関・団体と協働した 地域福祉活動の件数(件)※実件数	36	58	58	58	58	58

発行:浜松市 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

編集:健康福祉部 福祉総務課 TEL:(053)457-2326 FAX:(050)3730-5988

発行日:令和6(2024)年3月 URL:<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

